

5-2. 自然再生基本方針の見直し（2019年12月）

- 「自然再生基本方針」は、自然再生推進法（平成14年法律第148号）第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するために策定する基本方針です。
- おおむね5年ごとに見直しを行うことが法律上定められており、前回見直し（平成26年11月）より5年が経過することから、主務省である環境省、農林水産省及び国土交通省と関係省の文部科学省が、自然再生専門家会議等において、有識者の意見を伺いながら見直し案の検討を行ってきたものです。

詳細

（1）新たな施策を追加

- ▶ 国際的目標である「持続可能な開発目標」（SDGs）の活用を明記
- ▶ これを地域において実現するための新たな施策である「地域循環共生圏」構築の推進にかかる内容を新規に追加

（2）新たな情勢変化等を反映

- ▶ 人口減少等の自然環境を取り巻く状況の変化の反映
- ▶ 希少種の保全及び外来種対策にかかる情報の反映
- ▶ 生態系の防災・減災機能の発揮の推進にかかる情報の反映
- ▶ 生態系ネットワーク形成の推進にかかる情報の反映
- ▶ グリーンインフラの推進にかかる情報の反映 等

（3）新たに成立・改正された法律

- ▶ 新たに成立した「気候変動適応法」と「種の保存法」改正の内容を反映

（4）よりわかりやすい構成に変更

- ▶ 自然再生の推進に関する重要事項についての項目を整理し、一か所にまとめて記載 等

【参考】自然再生推進法の概要

- 平成15年(2003年)1月1日施行（附則第1条）
- 環境省、農林水産省、国土交通省の3省で共管する法律（法第18条）
- 「自然再生協議会」が地域主導のボトムアップで進める「自然再生事業」を実施するまでの理念や手続き等を規定（法第8～10条）
- 生態系、河川環境、農村景観など自然環境に関し様々な専門的知識を有する者によって構成される「自然再生専門家会議」を組織し、「自然再生協議会」に対して助言（法第9、17条）
- 自然再生に関する施策を総合的に推進するため「自然再生基本方針」を閣議決定し、おおむね五年ごとに見直し（法第7条）